

# GPLv3の利用において考慮すべきポイント



2007/12/21

日比谷パーク法律事務所

弁護士・弁理士 上山 浩



# 自己紹介

---

- 1981 京都大学理学部(素粒子物理学専攻)卒業
- 1981 富士通(株) 入社  
(大型汎用機用OSの企画・設計等に携わる)
- 2000 弁護士・弁理士 登録
- 2003 日比谷パーク法律事務所 入所
- 2006 ~ IPA OSSセンター リーガル・タスクグループ  
(GPLv3の策定期間中, New YorkのSFLCにてMoglen教授と意見交換する等, リーガル・タスクグループのメンバーとして検討に参画)

# 目次

---

- GPLv3策定の経緯
- GPLv3のv2からの主な変更点
- conveyとpropagate
- 特許ライセンスの明文化（§ 11）
- 特許ライセンスに依拠して配布する場合（§ 11）
- ノベル／マイクロソフト事件（§ 11）
- ライセンシーの範囲の自動的拡大（§ 11）
- 差別的な特許ライセンスの下でのconveyの禁止（§ 11）
- 特許の非係争義務（NAP）の明文化（§ 10）
- インストール用情報の開示義務（§ 6）
- DRM (Digital Rights Management) への対処（§ 3）
- まとめ

# GPLv3策定の経緯

---

- GPLv2は1991年に策定
- その後、ソフトウェア特許の脅威やDRMなど、フリーソフトウェアの理念に反する問題が登場
- それらの問題に対処するために、1年以上にわたる検討を経て、2007/6/29にGPLv3が公表された
- 2006年より、IPA OSSセンターはリーガル・タスク・グループを設置し、分析・検討を行った。

# GPLv3のv2からの主な変更点

---

- 特許のライセンスに関する規定（§ 11）
- 特許の非係争義務（NAP）の明文化（§ 10）
- インストール用情報の開示義務（§ 6）
- DRM への対処（§ 3）
- その他
  - 他のライセンスとの両立性の向上（§ 7）
  - 用語（convey, propagate等）の国際化（中立化）

# convey (コンベイ) と propagate (プロパゲート)

## propagate

著作権者の許諾を要する行為  
(複製等の支分権に該当する行為)

ただし、プログラムの実行と内部的な改変行為は含まない。

## convey

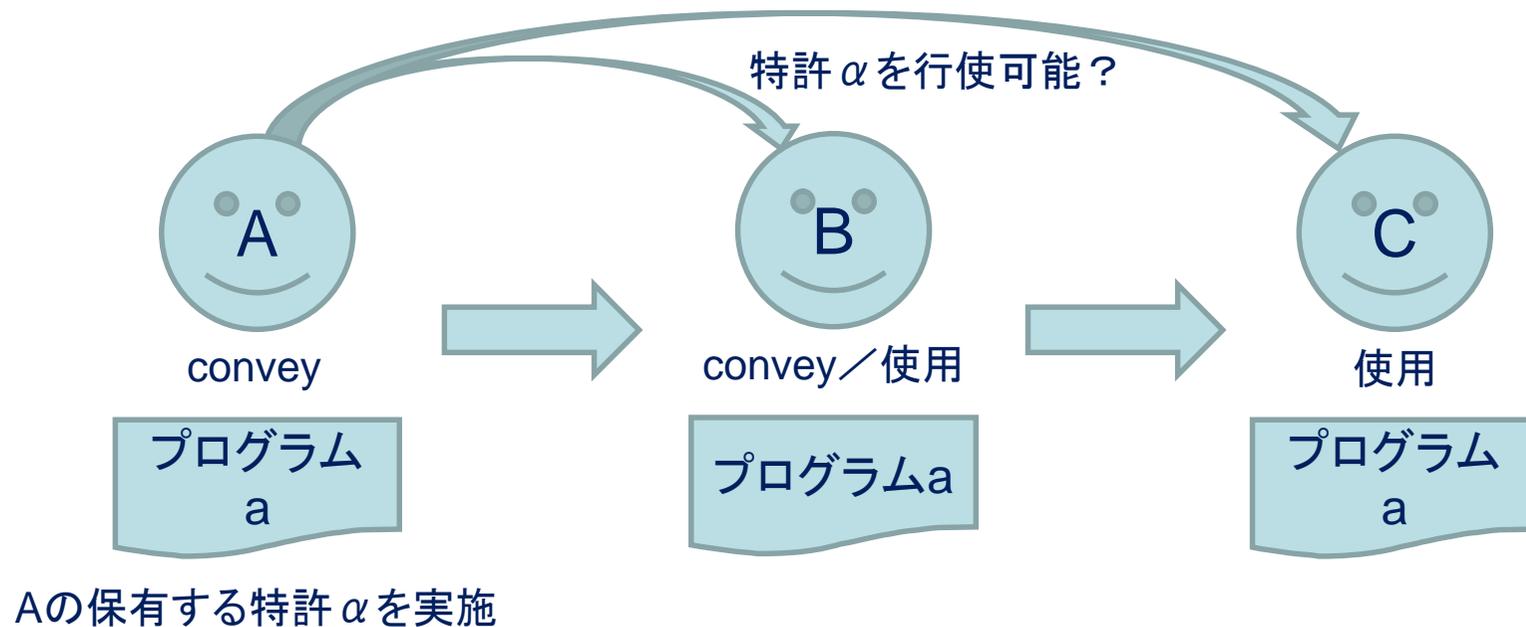
- ・ 第三者による複製を可能にすること
- ・ 第三者による複製物の受領を可能にすること

- ・ プログラムに関しては、我が国の著作権法上「conveyに該当せず、propagateに該当する行為」はないと考えられる。
- ・ WebアプリやSaaS等での使用(public use on network servers)も、複製・内部的な改変がpropagateに含まれないため、我が国の著作権法上はpropagateに該当しない。

- ・ サーバ上でのソースコードの公開 (公衆送信可能化)
- ・ 組込機器の販売 (譲渡)

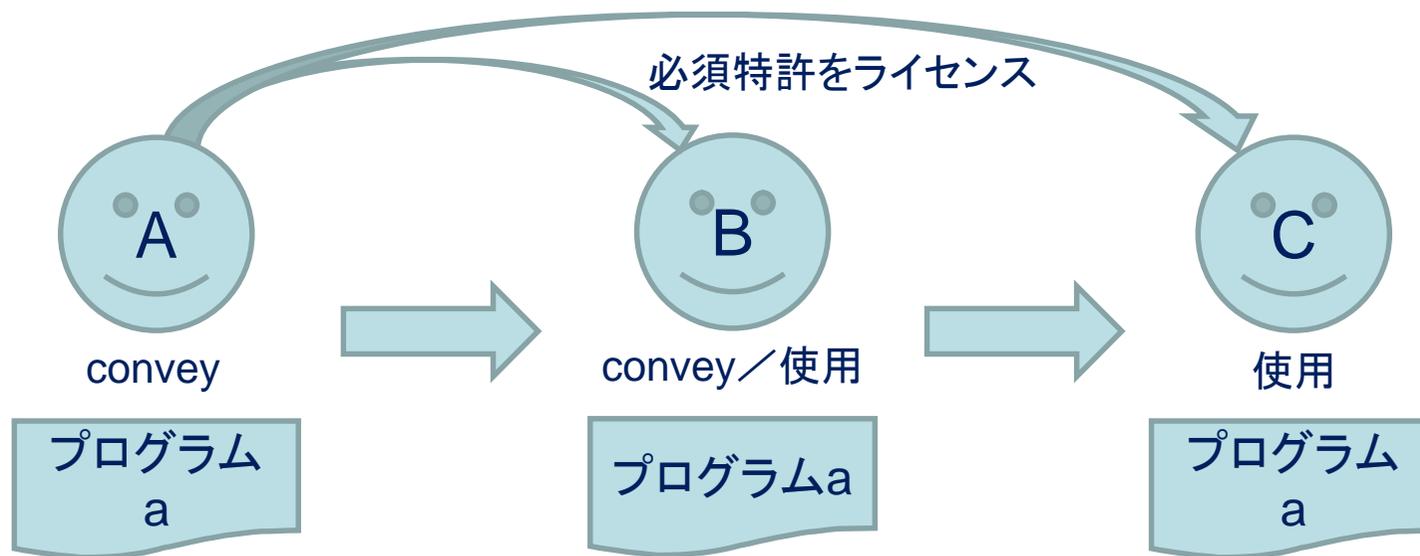
## 特許ライセンスの明文化（§11）

- GPLv2では、プログラムを配布した者が下流の受領者に対して特許権を行使できるか否かについて、明確な規定が置かれていなかった。



## 特許ライセンスの明文化（§11）

- 下流の受領者に対する必須特許の無償ライセンスを明記（第1～3パラグラフ）



# 特許ライセンスの明文化（§11）

---

- ライセンスの対象・範囲
  - 必須特許クレーム：コントリビュータのコントリビュータ・バージョンを作成，使用又は販売した場合に侵害することとなる特許クレームのすべて。
  - 必須特許クレームは，取得済みのものだけでなく，将来取得するものを含む。
  - ただし，コントリビュータ・バージョンを他者が改変した結果，侵害されることとなる特許クレームは含まない。
  - ライセンシーは下流の受領者。

## 特許ライセンスに依拠して配布する場合（§ 11）

- プログラムが他者の特許に抵触することを知らながら convey する場合は、以下の3つのいずれかの措置をとること…包括的クロスライセンスへの配慮
  - 著作物の対応ソースを公衆が利用可能なネットワークサーバ等に公開すること
  - convey する者自身、その著作物に関して特許ライセンスにより得られる利益を享受しないようにすること
  - GPLv3の定めに適合する条件で、下流の受領者にも特許ライセンスが適用されるようにすること

# ノベル／マイクロソフト事件（§11）

- GPLv3の検討中に、ノベルがマイクロソフトとの間で、ノベルのディストリビューションであるSUSE Linuxに対して特許を行使しないことを内容とする契約を締結したことが明らかになった。



## ライセンシーの範囲の自動的拡大（§ 11）

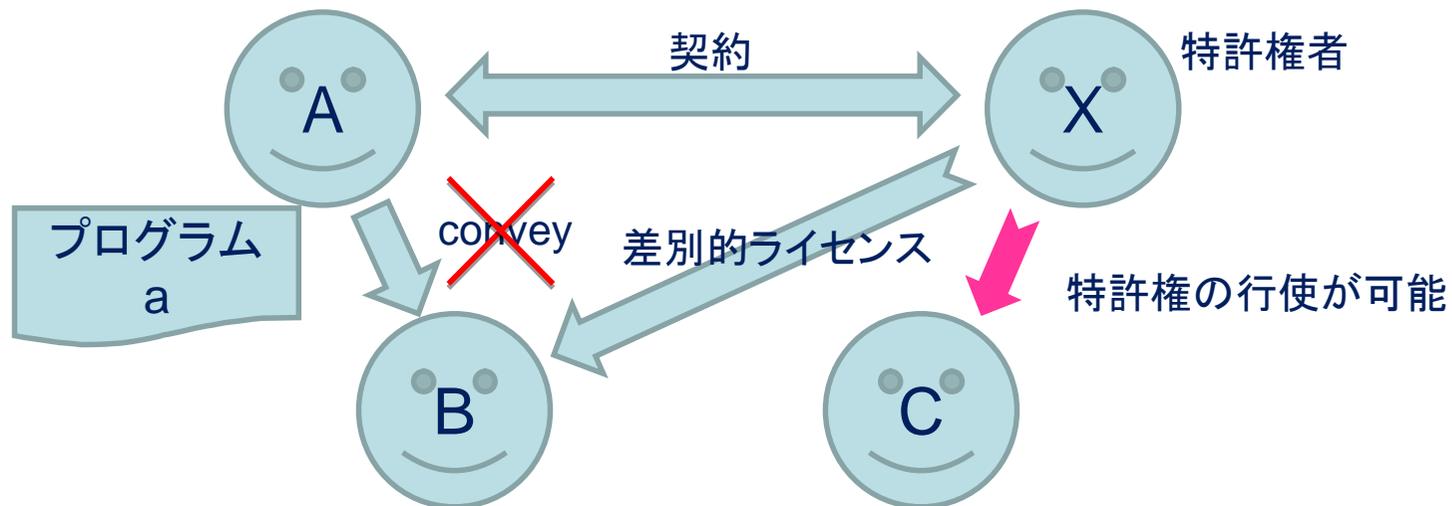
- 著作物をconvey/propagateする際、契約で、受領者の一部に対してのみ特許ライセンスを許諾したとしても、特許ライセンスは、当該著作物及び当該著作物に基づく著作物の受領者のすべてに対して、自動的に拡大される。

…Novell／MS対策

- ライセンス対象特許は、必須特許クレームに限定されない。
- 拡大されるライセンシーの範囲は、下流の受領者に限定されない。

# 差別的特許ライセンスの下でのconveyの禁止（§ 11）

- 以下の場合，著作物のconveyは許されない…Novell／MS対策
  - 著作物のconveyに基づいて，「あなた」が特許権者に対価を支払うこと
  - 「あなた」の下流の受領者に対して「差別的」な特許ライセンスを供与していること
  - ただし，2007年3月28日以前に締結された契約は対象外



## 特許の非係争義務(NAP)の明文化( § 10)

- 「本プログラム」 (the Program) の作成, 使用, 譲渡の行為に対して, 特許侵害訴訟の提起が禁止されている。
- すなわち, GPLv3を遵守する限り, the Programについて無償の特許ライセンスを供与することを意味する。

“The Program” refers to any copyrightable work licensed under this License. (ただし, 「あなた」がconveyしたプログラムに限られる)

## インストール用情報の開示義務（§6）

---

- Tivoizationへの対抗策
  - Tivoization ……STB等の組込機器において、プログラムの改変自体は可能だが、改変したプログラムの実行には認証キー等が要求され、このキーなくしては改変プログラムをその機器で実行できないような仕組み
- プログラムをconveyした者が有するのと同等の権利を受領者にも認めるべきとする思想と相容れないため、GPLv3で対抗策が規定された。

## インストール用情報の開示義務（§6）

- GPLv3が適用されるプログラムを組み込んだユーザ製品を譲渡（販売）する場合は、ソースコードだけでなく、インストール用情報も開示しなければならない。
- ユーザ製品は、個人用途の製品やセキュリティシステムなどの住居用製品である（疑わしきは、ユーザ製品とみなす）。
- インストール用情報は、改変バージョンのインストール&実行に必要な手法、手順、認証キー及びその他の情報のすべてをいう。

## インストール用情報の開示義務（§6）

---

- メーカー自身が修正版をインストールできないような場合は、インストール用情報の開示は不要。（e.g. ROM）
- 改変された機器に対して、保証やアップデートを提供することは不要。
- 改変自体がネットワークに重大な悪影響をもたらすなどの場合には、ネットワークアクセスを拒否することが認められる。

## インストール用情報の開示義務（§6）

- ただし、安全性の観点からユーザが改変可能な仕様とすることに問題のある製品か否かという事情（*cf.* ガス湯沸器の改造事件）は、考慮されない（そのような場合でも、インストール用情報の開示は必要）。
- 携帯電話やHDレコーダのように、公共電波を用いて組込ソフトのアップデートを行う場合など、ユーザが改変プログラムをインストールできるインターフェースが機器に備わっていない場合も、この規定の対象となるか？

## DRM (Digital Rights Management) への対処 ( § 3 )

---

- 米国デジタルミレニアム著作権法や我が国の著作権法などにより、技術的保護手段（コンテンツの暗号化など、）が法的に保護されている（保護手段の回避が禁止されている）。 *cf.* WIPO § 11
- しかし、DRMは、従来認められてきたユーザの権利を制限し、ソフトウェアに関するユーザの自由を制限する面があるため、フリーソフトウェアの思想と相容れない。
- そこで、GPLv3は、DRMに関する規定を新設した。

## DRM (Digital Rights Management) への対処 ( § 3 )

---

- GPLv3適用プログラムは、仮に技術的保護手段として機能するものであっても、技術的保護手段とは見なされないものとする。
- 回避を禁止する法的権利を放棄するものとする。
- 回避を制限する手段として、プログラムの動作や改変を制限しないものとする。
- なお、LGPLv3を適用すれば、DRMに関する上記規定は適用されない ( LGPLv3 § 1 ) 。

# まとめ

---

- DRM
- 特許
- インストール用情報

---

*End*